

大仙市移住者住宅取得支援事業補助金

(1) 概要

<p>対象 経費等</p>	<p>建売住宅を含む新築住宅又は中古住宅の取得経費（税抜価格を対象とする）</p> <p>※住宅が店舗を兼ねているときは、当該店舗部分の取得に係る経費を除く。 ただし、当該住宅が中古物件等の場合など、店舗部分の取得に係る経費を明確に区分することができないときは、当該住宅の取得に係る経費を面積案分により算出する。</p> <p>※同一世帯員と住宅を共同取得する場合は、交付対象者の要件を満たす世帯員の持分の合計を住宅取得経費に乗じた額を補助対象経費とする。</p>
<p>補助率等</p>	<p>5分の1（空き家バンクに1年を超えて登録している物件は3分の1）</p>
<p>補助 上限等</p>	<p>①県外から移住 最大200万円（50万円を補助上限額とし、要件により20万円～150万円を加算）</p> <p>②県内から移住 最大140万円（20万円を補助上限額とし、要件により20万円～120万円を加算）</p> <p>※①②とも補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 ※補助対象者及び加算要件に該当する全ての者が県外移住の要件を満たさない場合は、県内移住とみなす。</p> <p>【加算要件】</p> <p>1) 若者夫婦・子育て世帯加算 県外移住 50万円、県内移住 20万円 補助金交付申請を行う日又は本市の住民となった日のいずれか早い日に、次に掲げる要件を満たす場合に加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者夫婦 補助対象者及びその配偶者がそれぞれ補助対象者の要件を満たし、かつ、40歳未満であること。 ・子育て世帯 市外から本市に住民登録した又は住民登録する予定の中学生以下の者と生計を一にしている世帯であること。 <p>2) 中学生以下の子ども的人数による加算 1人の場合 30万円、2人の場合 50万円、3人以上の場合 80万円</p> <p>3) 市内事業者施工加算 20万円 市内に事業所を有する法人又は本市の住民基本台帳に記録されている者が請負人となって新築住宅を施工する場合に加算する。</p>
<p>対象事業</p>	<p>大仙市に住民登録をする前又は市の住民となった日の属する年度、若しくは翌年度に実施する事業</p>
<p>補助金 交付申請 期限</p>	<p>大仙市に住民登録をする前又は市の住民となった日の属する年度、若しくは翌年度に申請書を提出</p> <p>※住宅購入等の契約前に申請をする必要があります。</p>
<p>実績報告</p>	<p>事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日が属する年度の3月31日のいずれか早い日まで実績報告書を提出</p> <p>※補助金の交付決定を受けた者及び補助金の加算要件に該当する世帯員は、実績報告の日までに取得した住宅に住民登録をする必要があります。</p>

その他 条件	<ul style="list-style-type: none"> ・条件を満たした市外からの移住者が対象です。 ・1世帯に対し、1回限り補助金を交付します。 ・要件を満たさなくなった場合など、補助金の返還が発生することがあります。 ・国、県等からの住宅取得に係る補助金を受けている場合は、本市の補助金と他の補助金の額の合計が、当該住宅取得に係る経費として申請者が支払った額を超えないよう本市が交付する補助金の額を調整します。
-----------	--

(2) 対象者の要件

対象者の要件		チェック
①	令和5年4月1日以降に本市に住民登録する者	<input type="checkbox"/>
②	市民だった方が市外に転出し、連続して5年以上市外で生活した後、再び市外から本市に住民登録する方。または、市外出身者であって新たに市外から本市に住民登録する方	<input type="checkbox"/>
③	<p>【県外移住】 補助金交付申請を行う日又は本市の住民となった日のいずれか早い日の直前に連続して1年以上、県外に住民登録していた方（県外の住民登録期間が1年に満たない場合は、県内移住とみなす）</p> <p>【県内移住】 県内の他市町村から住民登録する方（上記県外移住に該当しない方含む）については、補助金交付申請を行う日又は本市の住民となった日のいずれか早い日において40歳未満の方</p>	<input type="checkbox"/>
④	本市に住民登録した後、引き続き5年以上居住することを誓約できる方	<input type="checkbox"/>
⑤	福祉施設等への入所を目的として住民登録を行う方でないこと	<input type="checkbox"/>
⑥	就学のために転入する方でないこと	<input type="checkbox"/>
⑦	市税の滞納がない方	<input type="checkbox"/>
⑧	生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けている方でないこと	<input type="checkbox"/>
⑨	暴力団員でないこと及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ方でないこと	<input type="checkbox"/>
⑩	大仙市結婚新生活支援事業を利用し、住宅取得費用に対する補助を受けた方及び受ける予定の方でないこと。	<input type="checkbox"/>
⑪	秋田県と県内市町村が共同で実施する秋田県移住・就業支援事業を利用した方及び利用を予定している方でないこと	<input type="checkbox"/>
⑫	外国人移住者については永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する方	<input type="checkbox"/>
⑬	取得する住宅が補助対象者及び補助対象者と同居する者の3親等以内の親族が所有する住宅ではないこと	<input type="checkbox"/>
⑭	その他市長が交付対象者として不適当と認めた方でないこと	<input type="checkbox"/>

(3) 補助金の申請書類等（申請書への添付書類については、申請日の3ヶ月以内に取得した書類に限る）

共通の提出書類		チェック
①	大仙市移住者住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
②	誓約書（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
③	世帯全員の住民票	<input type="checkbox"/>
④	補助金交付申請を行う日又は本市の住民となった日のいずれか早い日の直前に連続して5年以上市外に住民登録していたことを証明する書類（移住前の住民票や戸籍の附票など）	<input type="checkbox"/>
⑤	県外移住の場合は、補助金交付申請を行う日又は本市の住民となった日のいずれか早い日の直前に連続して1年以上県外に住民登録していたことを証明する書類（移住前の住民票や戸籍の附票など）	<input type="checkbox"/>
⑥	市税の滞納がないことを確認できる書類（納税証明書や非課税証明書など。なお、課税証明書は滞納がないことの証明書類にはならないので注意すること）	<input type="checkbox"/>
⑦	補助事業等計画書	<input type="checkbox"/>
⑧	住宅の新築又は購入に係る見積書（補助対象経費が明記されているもの）	<input type="checkbox"/>
⑨	住宅の位置図、配置図及び各階の平面図	<input type="checkbox"/>
⑩	加算要件に該当することを証明する書類	<input type="checkbox"/>
⑪	外国人移住者については在留カードの写し（表・裏）	<input type="checkbox"/>
⑫	その他、市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

若者夫婦・子育て世帯加算、中学生以下の子ども加算の添付書類		チェック
①	共通の提出書類③、④、⑤、⑥について、該当する世帯員全員分の書類を提出（⑥については、中学生以下の子どもの分は不要）	<input type="checkbox"/>

市内事業者施工加算の添付書類		チェック
①	請負事業者の登記簿謄本又は請負人の住民票	<input type="checkbox"/>

(4) 実績報告

共通の提出書類		チェック
①	大仙市移住者住宅取得支援事業補助金実績報告書（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
②	住宅の取得に係る契約書の写し	<input type="checkbox"/>
③	住民票（世帯全員の住民票） ※取得した住宅に住民登録をしたもの	<input type="checkbox"/>
④	取得した住宅の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
⑤	住宅を取得した際の領収書等の写し	<input type="checkbox"/>
⑥	事業の実施内容がわかる写真	<input type="checkbox"/>
⑦	その他、市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

(5) 補助金の返還

①	虚偽の申請が明らかになった場合	全額返還
②	補助対象者が本市の住民となった日から起算して3年未満で転出した場合	全額返還
③	補助対象者が本市の住民となった日から起算して3年以上5年未満で転出した場合	半額返還
④	補助金の申請日から起算して3年未満で加算要件を満たさなくなった場合	全額返還
⑤	補助金の申請日から起算して3年以上5年未満で加算要件を満たさなくなった場合	半額返還
⑥	その他重大な事由が明らかになった場合	返還を命ずる

※中学生以下の者が進学等により市外へ転出する場合、災害その他やむを得ない事情があるとして市長が認めた場合は、この限りでない。